

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と認識し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を確立するとともに、経営の意思決定および業務執行ならびに経営監視の各機能の充実を図ることが重要であると考えております。また、継続的な企業価値の向上と経営活動の効率化を推進していくため、組織力の強化と企業倫理の確立に努めております。

当社は、平成28年3月18日開催の第52期定時株主総会決議により、当該定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会設置会社への移行により、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の経営監督機能をこれまで以上に高めることで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができると判断しております。

取締役会は、法令・定款で定められた事項および経営全般に関する重要な意思決定を行う機関として、原則月1回開催し、その他必要に応じて開催しております。また、取締役会を補佐する目的で役付取締役等を構成員とする常務会を月1回開催し、取締役会に付議すべき重要事項や業務執行上の重要事項について協議しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、7名であります。監査等委員会は、原則月1回開催し、監査等委員による常務会等の重要な会議への出席、財産状況の調査等を通じて取締役の職務執行の監査・監督を行っております。また、監査等委員会は、会計監査人および社長直轄の監査室(2名)と連携し監査の充実を図っております。

監査等委員である取締役の員数は、社外取締役2名を含む3名であります。

なお、役員の員数は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は12名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

また、選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を保有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4. 株主総会招集通知】

現在の当社株主構成においては、機関投資家・外国人株主ともに保有比率が低いことから未実施となっておりますが、引き続き株主動向や環境の変化に注視し、適宜検討してまいります。

【補充原則3-1-2. 英文による情報開示】

当社は、コストや外国人株主比率などを考慮し、英語による情報開示は行っておりませんが、引き続き外国人株主比率の変動や環境の変化に合わせて、必要に応じ英語での情報公開を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

1) 政策保有に関する方針

当社は、取引先との取引関係の維持強化による事業発展を目的として、株式を保有しております。主要な政策保有株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、定期的に取締役会で検証することとしております。

2) 議決権行使の基準

政策保有に関する方針のもと、議決権行使の基準を定め、議案ごとに当社の事業・業績に与える影響を検証し、当社の企業価値を毀損しないか十分に考慮した上で、賛否を適切に判断しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

製品販売の取引条件につきましては、市場価格等を考慮した一般的な見積りにより、取引額を決定しており、経済合理性を欠く取引は行っておりません。また、役員との取引につきましては、毎年取引の有無について確認を行っております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)当社の経営理念・経営戦略については、当社webページ及び決算短信等に開示しております。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役の報酬につきましては、各人の役位、在勤年数などをもとにして基準を定めた内規を作成し、その基準をベースとして、当期の業績および業績への各人の貢献度などの諸般の事情を勘案して、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。

(4)当社は、性別、年齢、国籍に関係なく、これまでの業績・実績、見識、資格、人格等を総合的に勘案し、当社に相応しい取締役の候補者の指名を取締役会にて決定しております。なお、当社は社内規程で役位・役職の定年年齢を定めております。

(5)上記方針に従い、取締役については、定時株主総会招集ご通知に記載の経歴、各人の見識、人格などを総合的に判断し、当社役員に相応しい候補者を選定しております。

【補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会規程を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、職務権限規程を別途定め、取締役会、常務会等の意思決定機関において、審議、決裁及び業務執行に関する権限等を明確に定めております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役を2名選任しています。弁護士・警察OB、という豊富な見識を持っており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責務を果たす資質を十分に備えております。また、独立社外取締役は、取締役会において客観的な意見を述べるとともに、当社の業務執行の状況に関する説明を適宜求めており、業務執行に対する監督機能の強化にも貢献していると考えております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社はかねてより、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性基準としております。この基準を満たしていることで、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・知見からして取締役会において、率直・活発で建設的な検討への貢献ができること、等を満たす人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1. 取締役会の構成についての考え方】

当社取締役会は、多様な業務とその業務機能、的確で迅速な意思決定、適切なリスク管理等に対応することおよび取締役会の独立性・客観性を総合的に勘案し、取締役会の規模と取締役の選任を検討しております。取締役数は現状10名ですが、これは当社事業規模および事業所数から、適正規模であると考えております。

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の兼任状況】

当社は社外取締役1名が他の上場会社の役員を兼務しておりますが、兼任状況につきましては会社法等に則り適正に開示しており、兼任数は合理的な範囲と考えられ、取締役としての役割・責務を十分に果たしております。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

取締役会は原則月1回開催し、開催に際しては資料を事前配布し、十分な審議時間を確保の上、適時・適切に審議・運営しております。なお、重要な経営課題は、常勤役員が出席する常務会などで事前審議することにより、取締役会の議論の実効性を高めているものと評価しております。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役のトレーニングの方針】

取締役のトレーニングに対する取り組みは、夫々の役割と責務を果たすために必要な機会を提供し、費用負担や支援を行っております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、次の通り方針を定め実践します。

(1)株主との対話全般の統括責任者は、取締役である管理本部長とする体制を取っております。

(2)株主との対話の補助は、管理部が中心となります。管理部は、財務経理、総務人事、各事業部門等と連携し、情報収集や調査業務を行うほか、取締役会や監査等委員会をはじめ、全社的活動である内部統制委員会の事務局を担当するなど、幅広く経営情報に接する業務職掌となっております。

(3)決算短信や株主通信等の各種開示資料は当社ウェブサイトで公開しております。また、当社の企業価値向上に資すると判断される場合において、公平な情報開示に留意して、個別のIRミーティングやIRイベントへの出展を実施しております。

(4)株主との対話の内容は、経営会議や取締役会などでフィードバックをしております。

(5)株主との対話の準備段階で、提示資料の精査を行い、内容がインサイダー情報に抵触していないか確認しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
立川ブラインド工業株式会社	9,393,216	52.31
富士変速機取引先持株会	1,584,800	8.82
株式会社愛知銀行	526,500	2.93
株式会社十六銀行	454,800	2.53
岐阜信用金庫	437,700	2.43
富士変速機従業員持株会	368,850	2.05
三井住友信託銀行株式会社	171,000	0.95
鴨下英夫	147,400	0.82
岐阜商工信用組合	141,500	0.78
第一生命保険株式会社	141,000	0.78

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	立川ブラインド工業株式会社（上場：東京）（コード）7989

補足説明	更新
------	----

当社は、立川ブラインド工業株式会社を親会社とするグループの1社として、減速機関連事業、駐車場装置関連事業、室内外装品関連事業を展開しており、一部減速機を電動ブラインドの部品として親会社へ販売しております。また、可動間仕切等の製造を行い親会社へ販売しております。

立川ブラインド工業株式会社は、当社の議決権の55.56%を所有しております。

親会社との人的関係につきましては、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名が親会社の従業員であります。

また、出向者につきましては、事業体制の強化を目的に、親会社から2名を受け入れており、当社と親会社は資本・人的面で重要な関係にあります。当社の事業活動や経営判断においては独自に意思決定を行っており、上場会社としての独立性を確保しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	12 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、その金額の多寡に関わらず、取引内容および条件の妥当性について、少数株主の利益を害することのないように適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情更新

当社は、立川ブラインド工業株式会社を親会社とするグループの1社として、減速機関連事業、駐車場装置関連事業、室内外装品関連事業を展開しており、一部減速機を電動ブラインドの部品として親会社へ販売しております。また、可動間仕切等の製造を行い親会社へ販売しております。

立川ブラインド工業株式会社は、当社の議決権の55.56%を所有しております。

親会社との人的関係につきましては、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名が親会社の従業員であります。

また、出向者につきましては、事業体制の強化を目的に、親会社から2名を受け入れており、当社と親会社は資本・人的面で重要な関係にあります。当社の事業活動や経営判断においては独自に意思決定を行っており、上場会社としての独立性を確保しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中島 茂	他の会社の出身者											
木村 静之	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 茂	○	○	――	岐阜県警察本部他において要職を務められ、豊富な経験と幅広い知見を有しておられることから、社外取締役に選任しております。また、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
木村 静之	○	○	――	弁護士として法務に精通され、豊富な経験と幅広い知見を有しておられることから、社外取締役に選任しております。また、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するスタッフは、その期間中、指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとし、当該スタッフに対する指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法および金融商品取引法に基づく監査を受けております。

なお、同監査法人または業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。また、監査等委員である取締役は会計監査人が定めた監査計画の内容等について意見交換を行い、会計監査人から必要に応じて監査結果の報告および説明を受けるなど、相互連携を図っております。

内部監査部門としては、社長直轄の監査室(2名)を設置し、年間監査計画に基づき業務執行の適正性および妥当性につき、内部監査を行っております。監査等委員会監査は、監査等委員会が定めた監査の基準、監査の方針および職務の分担等に従い、監査等委員会が選定した監査等委員が常務会等の重要な会議への出席、財産状況の調査等を通じて、客観的かつ独立した立場で取締役の職務執行を監査・監督しております。また、監査等委員である取締役は、内部監査部門などのスタッフに監査業務に必要な事項を指示することができる体制となっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、当社の事業規模、業績、職務内容等を総合的に勘案し決定しており、役員報酬と退職慰労金の支給により、役員の功績に 대응することとしております。現時点では、インセンティブ付与に関する施策の実施予定はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

前事業年度における当社取締役および監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。

取締役 8名 60,457千円
監査役 3名 12,940千円
(うち社外役員3名) 6,080千円

(注1) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 報酬等の額には、前事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額11,310千円(取締役9,370千円、監査役1,940千円)が含まれております。

(注3) 報酬等の額には、前事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額7,010千円(取締役6,450千円、監査役560千円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、株主総会において決議された年額の範囲内において決定しております。

個別の報酬は、役位に応じて設定しており、業績貢献を考慮したうえで決定しております。監査等委員である取締役は、監査等委員の協議により決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の専従スタッフは配置していませんが、必要に応じて管理本部、監査室等の関係部門のスタッフが補助しております。

また、管理本部が取締役会開催の都度、事前に付議事項等の伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行、監査・監督の状況

業務執行については、社長のほか、業務執行を行う担当取締役を選定し、機動的な意思決定を図る効率的な業務執行体制を構築しております。

主な機関としては、取締役会および常務会があり、経営全般に関する重要事項を協議、決定するとともに、業務執行の有効性・効率性を監督しております。また、重要な経営情報は、これらの重要機関に付議・報告され、適切に情報伝達が行われる体制を整備しております。

監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法および金融商品取引法に基づく監査のほか、内部統制について適宜、助言を受けております。

なお、同監査法人または業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

前事業年度において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、継続監査年数および会計監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

(会計監査業務を執行した公認会計士の氏名)
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木 賢次氏(継続監査年数 2年)
指定有限責任社員 業務執行社員 近藤 繁紀氏(継続監査年数 1年)

(会計監査業務に係る補助者の構成)
公認会計士 8名、その他 6名

(2) 各種委員会の設置状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの機能充実、リスク管理体制の整備等を目的に、各種委員会を設置しております。

主な委員会の概要は次のとおりであります。

「安全衛生委員会」

職場環境の整備および衛生管理を継続的に実施するため、原則月1回開催し、労働災害の未然防止および安全管理に取り組んでおります。

「品質保証委員会」

製品の品質向上および信頼される製品の提供を実現するため、原則月1回開催し、必要な措置を講じております。

「環境保全委員会」

環境問題への取り組み強化を図るため、定期的に開催し、環境保全のしくみの構築と製品サービスへの展開により、環境への配慮と高い企業倫理により社会から信頼される企業として環境にやさしい生産方法の確立に取り組んでおります。環境マネジメントシステムの国際規格である『ISO14001』の認証を美濃工場およびテクノパーク工場にて取得しております。

「内部統制委員」

金融商品取引法により義務付けられた「内部統制報告制度」に対して、財務報告の信頼性ならびに適正性を確保するため、「内部統制委員会」にて、全社的な取り組みを行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「会社法の一部を改正する法律」が2015年5月1日に施行されたことをうけ、2016年3月に監査等委員会設置会社へと移行いたしました。当該移行は、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の経営監督機能をこれまで以上に高めることで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算会社であり、3月開催の定時株主総会においては、集中日の実態は特にな いと考えております。
その他	当社では事業の概況等を映像で紹介するビジュアル化を継続して実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポ2016(平成28年7月15日、16日開催)に出展いたしました。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示資料および株主通信を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	富士変速機倫理行動指針・行動規範・企業行動憲章を制定し、株主や投資家に対する行動規 範を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境保全委員会」の活動を通じて、環境問題への取り組み強化を図っております。当社は、社 会的要請である環境に配慮したものづくりと環境保全を進めるため、環境マネジメントシステム の国際規格「ISO14001」の認証を美濃工場およびテクノパーク工場にて取得いたしております。 引続き、環境法令の順守はもとより、環境保全の啓発と環境負荷低減を継続し、環境配慮の製 品・サービスの提供により、環境調和型企業の実現を目指してまいります。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月の会社法施行に伴い、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制整備に努めております。この基本方針につきましては、平成28年3月18日開催の取締役会において、一部改訂いたしました。

(内部統制システム構築の基本方針)

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、監査等委員会設置会社として、取締役会の監督および監査等委員会の監査等を通じ、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役は、取締役会の決議に基づき、職務を遂行する。
- (2) 当社は、事業活動を行うにあたり、法令および定款、社内規則ならびに企業倫理の遵守をコンプライアンスの基礎とし、「企業行動憲章」「倫理行動指針」「行動規範」を制定し、全社に周知徹底を図るとともに、研修等を通じて教育を行う。
- (3) 当社は、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える勢力または団体等とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、反社会的勢力による被害の防止に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の事業等のリスクについては、その現実化を未然に防止するため、各部門が所管業務に内在するリスクを管理、分析し、適切な対策を講じるとともに周知徹底を図り、危機管理に関する体制の整備に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の事業等のリスクについては、その現実化を未然に防止するため、各部門が所管業務に内在するリスクを管理、分析し、適切な対策を講じるとともに周知徹底を図り、危機管理に関する体制の整備に努める。
- (2) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は直ちに監査等委員会および取締役会に報告するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、会社の重要事項の決定に資するため、社長を議長とし、役付取締役等で構成される常務会を設置し、審議するほか、必要に応じて会議体を設ける。
- (2) 取締役会は、全社的な経営目標を策定し、各担当取締役は、この目標達成に向けた具体的な施策を立案、実行する。また、目標管理の徹底と経営効率を高めるため、取締役会および常務会においてその進捗管理を行う。

5. 当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および親会社それぞれが、各部門の業務執行の適正を確保する責任と権限を有し、法令遵守と危機管理体制の確立、ならびに効率的な職務執行を行う。
- (2) 定期的な親会社による監査を受け、必要に応じ改善策の実施のための助言、支援を受ける。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会は、内部監査部門等のスタッフに監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。

7. 上記6. の取締役および使用人の当社の他の取締役(監査等委員会である取締役を除く。)からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する取締役および使用人は、その期間中、指示に関して、当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けないものとし、当該取締役および使用人に対する指示の実効性を確保する。

8. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、常務会などの重要な会議に監査等委員会が選定する監査等委員を出席させ、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)または従業員から報告を受けることとする。
- (2) 取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、法令や定款に違反する事実、内部監査状況等に関し、監査等委員会に直接報告できるものとする。

9. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、上記8. の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

- (2) 当社は、内部通報制度である「コンプライアンス・ヘルプライン」を設け、法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、監査等委員会および内部監査部門等が連携し、内部通報者に不利益が生じないことを確保する。

10. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払または償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、常務会などの重要な会議に監査等委員会が選定する監査等委員を出席させ、経営の適法性等を監査する。
- (2) 当社は、監査等委員会に対し、社長との監査上の重要事項等に関する定期的な意見交換機会や、会計監査人・顧問弁護士との連携機会を確保するなど、監査等委員会による監査が実効的に行われるための体制を確保する。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、必要な正を行う。

コーポレート・ガバナンスの充実にむけた取り組みとして、「富士変速機企業行動憲章」を制定し、法令順守の徹底および倫理性の確保を図り、社会的規範に基づく企業活動の確立に取り組んでおります。特に、コンプライアンスについては、この企業行動憲章の精神を社内浸透させるため、「倫理コンプライアンス・カード」を作成し、全社的な意識の徹底を実施しております。

また、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護の徹底と適切な管理を社会的責務と考え、個人情報に関する法律およびその他の規範等を遵守するとともに、「個人情報保護方針(プライバシー／ポリシー)」を制定し、当社ホームページ上に掲載しております。このほか、業務執行上で発生する諸事案については、必要に応じて顧問弁護士等からも適宜アドバイスを受けております。

また、会社情報の適時開示については、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある会社情報の迅速、正確かつ公平な開示が行える社内体制の整備と運用体制の確立に努めております。

情報取扱責任者(管理部長)は、会社情報の集約と全社的な管理を行い、証券取引所の定める適時開示規則等に基づく開示の必要性の要否を主管部署(管理部)と協議、検討のうえ判断しております。情報取扱責任者は、適時開示が必要であると判断された会社情報について、常務会および取締役会に付議し、承認後、遅滞なく適時開示を行うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除については、「富士変速機行動規範」において、反社会的勢力とは関係を一切持つてはならないと規定しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

